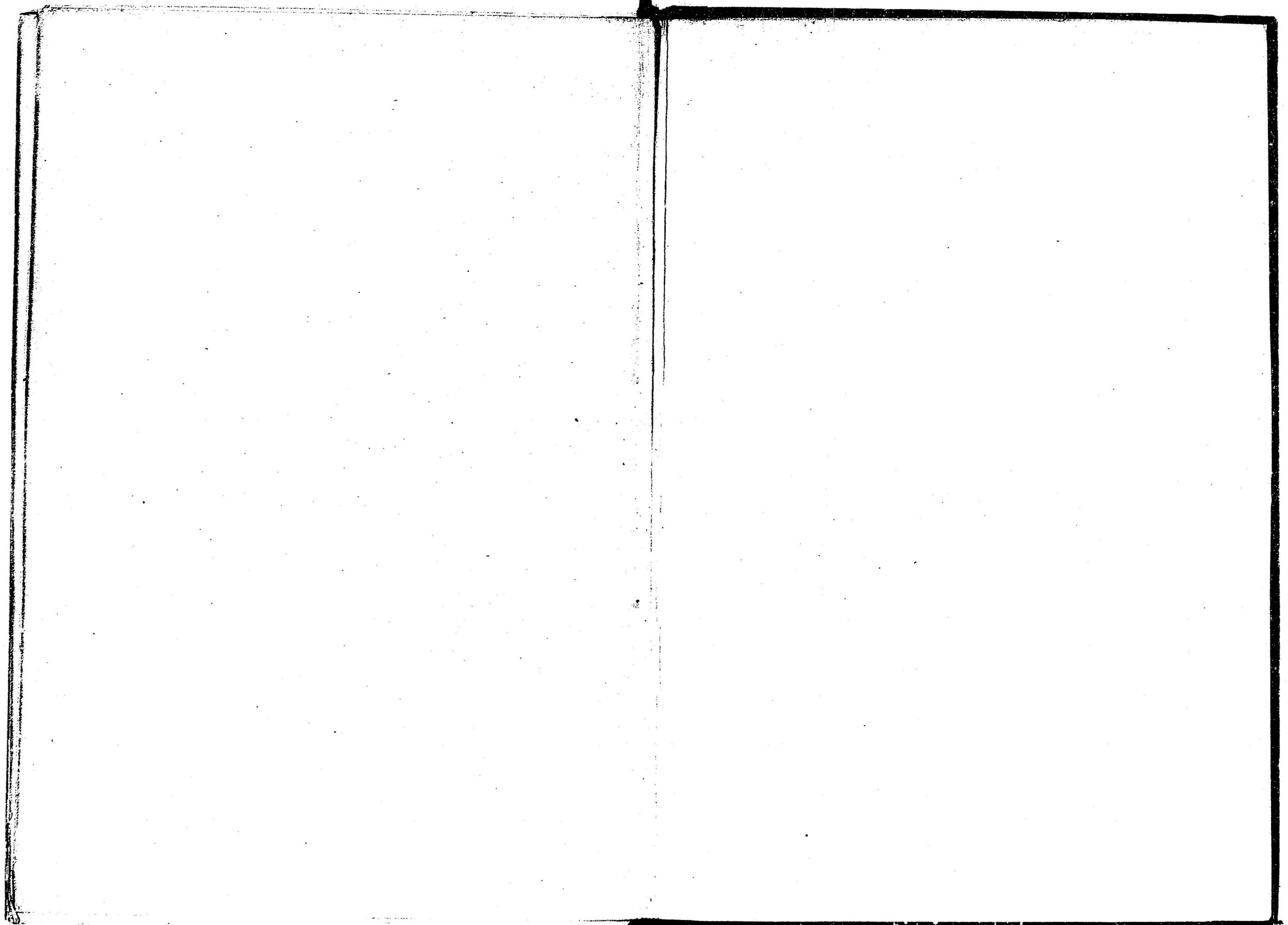


卷

136

護國經現世篇卷之二

附護國經現世篇卷之二



護國經現世篇卷之二目次

擴張軍備	第一	一頁
財權何在	第二	四頁
中央銀行寂滅	第三	七頁
財政方針	第四	一二頁
增課稅	第五	一六頁
公債	第六	二〇頁
銀行	第七	二四頁
省縉	第八	二六頁
森	第九	二九頁
虛	第十	三一頁
奢	第十一	三三頁
勤	第十二	三五頁

附錄

護國經現世篇卷之一目次

帝國理財協會



強國名實第一二財團二財源第二四惑第三生靈利益第四中央銀行寂滅
第五義務眞象第六輪廻妙用第七發行院第八銀行條例第九償金第十租
稅第十一善惡第十二卷之一小引

卷之一ハ一昨年八月五千部ヲ印刷頒布シ今ヤ一部ノ殘餘ナシ然ル
ニ之ヲ請求スル人近來多キヲ加ルニ由リ本卷印刷ノ序ヲ以テ附録
トセリ又本卷及附録ヲ賛否ニ拘ラス新聞若クハ雜誌等ニ轉載シ論
評セラル、一ハ著者ノ素ヨリ希望スル所ナリ

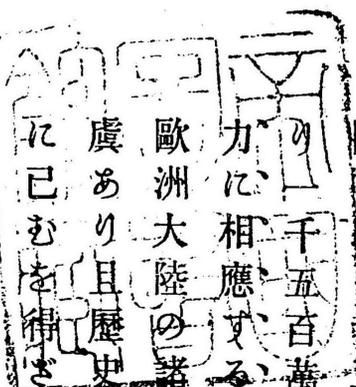
護國經

現世編卷の二

冲融亭主人痴童 三輪信次郎著

軍備の擴張 第一

戦後の經營として軍備擴張の方針を立て昨年度より年々平均二千九百萬
圓を以て十三師團の陸軍を養ひ二億三千萬圓を以て二十萬噸の軍艦を造
り一千五百萬圓を以て之を維持せんとするの計畫に着手す是れ果して國
力に相應するものなるや



歐洲大陸の諸國は境域犬牙の如く相接り動もすれば事端を隣邦と開くの
虞あり且歴史上の仇怨凝結して解けざるか故に相互に軍備を増加する誠
に已むを得ざるなり我邦は四面環海一種の武陵桃源たり唯列國競争の餘
を受け東洋亦多事ならんとするの今日軍務商業の上より觀察すれば多少
海軍を擴張するは亦已むを得ざるか如し故に若干萬噸の軍艦を造り幾百
萬圓を以て之を維持するの計畫は國民固より異議無からん陸軍の擴張に
至りては其意を得ざるもの殊に多し抑十三師團の新設は如何假に當局者
の説明を信じて其兵員を必要なりとせよ師團の數を減するも夥多の費額

を節して同数の兵員を養ひ得る道あるに非ずや又都督部の設置は如何大將巨多にして之に與ふるの位地に窮せし因果に非ずや又憲兵隊を各市に新置し以て内務警察の一部を割取せしか如き又東京以外に數個の地方幼年學校を創設し以て文部教育の範圍に浸入せしか如き皆是れ目下の急須に^あらず此等の爲めに^{陸軍を濫擴妄張し此勢に乗じて進行せんか}瀆兵の禍は^{久しからずして興らん哉}

海軍の擴張と雖も亦然り苟も取捨其宜きを得ざれば徒に無用の費額を増加するのみにして實力の強大を期すべからず寧ろ商船の制度を整頓して大に之れに力を盡すに如かず惑者動もすれば世界列國の強弱を比較するに甲國は軍艦何隻噸數幾許乙國は軍艦何隻噸數幾許故に乙は以て甲に敵し難しと曰ふ焉予知らん海軍の強弱は獨り軍艦及び其噸數の多寡にあらずして寧ろ商船の員數噸數如何にあるを商船なるものは平時は海運を司とりて國力發達の要具たるは勿論戰時に當りて或は病院船運送船となし或は報知船巡洋船に應用し舉措進退常に戰艦に隨伴す苟も此補助勿らんか軍艦ありと雖も其用を爲す能はず中古和蘭商船制度に依て覇權を揮ひ近代英國は之を用ひて以て威を全洋に恣にす是れ宜しく我邦の模倣すべ

き所なり故に海軍の擴張は此類例に依りて策立し以て力を商船事業の振興に盡すべし果して然らば軍艦及び其噸數増加の如きは今日の豫定を半減するも其實力に於ては徑庭なからん
謹んで第九議會の初め下し給へる 詔勅を觀よ曰く「國防ハ曾テ漸ヲ以テ完實ヲ期セリ今交戦ノ爲メ缺損セルモノヲ補充シ竝ニ自衛ニ必要ナル設備ヲ爲サントス」と 聖意炳として日月の如し夫れ國防の準備は漸を以て完實を期すべきのみ交戦の缺損を補充し自衛に必須なる設備は戦前の歲入に償金を加入せば大に新税を徴收せざるも之を爲すに難からず如何ぞ我邦の地位形勢を以て漫に壤地の犬牙する歐洲列國の皮相に倣ひ新税を征し公債を募り之を軍備の濫擴妄張に投するを爲さんや蓋し國家の消長は當該財政の如何に係る國防軍備の隆替亦素より此則に洩るゝを得ず先年より内帑の金數十萬を分賜せらるゝものは撫民の仁恕即ち國本の培養を先んせらるゝに外ならず然るに今や我邦の歲計は收支相償はず國債の如きは既に民力を凌かんとするをも顧みず復た更に之を増募し以て無謀に膨脹せる歲出の不足を補はんとするは獨り 聖意に悖るのみならず國防の軍備も完からざるに先ちて民力既に枯涸を告げん乎赫々たる日本帝

國も土耳其伊太利の状態に沈淪するに至らん嗟呼所謂軍備擴張の好文字
是れ宛然一個の伏魔殿のみ先づ此伏魔殿を破壊せざれば百事廢せん

財權は何れに在る 第二

財權は右兵權は左兩者雙手に在りて首腦に歸一し始めて操縱自在なり維
新の後

天皇躬から文武を總攬し給ひ各般の主務分置せられて行政の機關既に備
はる然り而して兵事と財務とは實に其主要に居る所謂兵權は茲に論せず
財權は今何れの所に存する乎更に詳言せん大藏省は數百の大小吏員を使
役し數萬の國帑を費し而して其爲す所果して如何故川田日本銀行總裁曾
て數客を會して謂て曰く今の大藏省は唯國債の利息を勘定するの外底事
をも爲し了せず凡百の金融政策總て乃公を之れ俟つのみと言倨傲に似た
りと雖も事實は之を證明するを奈何せん

大藏省をして今日の狀態に陥らしめたるものは何ぞや惑者曰ふ是れ畢竟
大藏近來の當路者財務運轉の能力無きに坐するものなりと皮相より觀れ
は則ち然るか如し然れども其眞因は財務運轉の能力の有無にあらずして
寧ろ財務運轉の機關其者を失へるに胚胎す明治の十六年政府自ら紙幣發

行の特權を日本銀行なる一私立會社に附與し以て自ら財政事務の改良を
得たりと信心荏苒今日の無勢力を招きしに外ならず頃日日本銀行は貸附
金利を引上げたり之に先ちて三菱か其所有の株券數百萬を市場に私賣す
るや現任總裁は其職任を濫用せりと攻撃の聲都鄙に喧傳せり總裁自から
此の如き拙策を行ひたりとは膚淺の見たるを免れずと雖も此事實に依て
經濟社會に疑悞の念を起さしめ金融を障碍したるや明なり而して大藏省
は唯之を傍觀するのみ本年三月衆議院議員某々か同志の間に公にせる財
政機關刷新の意見中日本銀行の勢力偏重せる所以を説いて頗る肯綮に中
るものあり藉り來りて左に掲げん

我邦宣戰ノ大權ハ實ニ

天皇ノ獨リ綜攬シ給フ所ナリト雖モ軍費ノ事ハ先ツ營利ヲ以テ本業ト
セル日本銀行ノ總裁ニ就キ自己ノ利益ヲ顧ミス報効ヲ謀ルヤ義務ヲ盡
スヤ如何ト問フノ上ナラデハタトヘ人馬肥ヘ兵器銳ク將校勇ナルモ強
暴ナル外國ニ對シ疾ニ機先ヲ制シテ彼ノ不備ヲ電擊シ勝利ヲ逞フスル
事能ハサラン志士仁人タルモノ一念爰ニ至ラハ如何ノ感慨カ懷裏ニ迸
生シ來ルヤ若シ國家ノ大計ヲ舉クルニ先チテ一個私人タル日本銀行ノ

總裁ノ情意ヲ問ハサル可ラストセハ日本國民タルモノ其忠愛ノ特性ヨリシテ遺憾焉ヨリ大ナルモノハ莫カラン況ンヤ堂々タル帝國四千萬衆ヲ代表スル日本ノ政府トシテ邦家ノ危機ニ臨ミ制ヲ一私立會社ノ頭人ニ受ケサルヲ得ストセハ其危キ事實ニ累卵不啻ナリ豈一日ト雖安閑トシテ其事ヲ抛擲スルニ忍ンヤ(下略)

夫レ宣戰媾和ノ大權ハ我立憲帝國ノ面目ヲ維持シ元氣ヲ發揚スル一大樞要ノ公權ニシテ

天皇ノ外須臾モ之レニ觸ル、モノアルヲ許スヘカラス然ルニ此邦家ノ榮辱成敗ヲ賭スル和戰ノ時機ニ當リ堂々タル帝國トシテ制ヲ一私立會社ノ頭人ニ受ルカ如キハ日本國民ノ斷シテ堪フル能ハサル所ナリ吾人ハ更ニ日本銀行カ實業界ニ向ツテ如何ナル關聯ヲ有スルカヲ問ハント欲ス

(前略)嗚呼我同胞四千萬ノ命脈ハ實ニ我邦ノ實業ニ繫ケリ此實業ニ必須ナル金融ノ根源ヲ一私立會社ニ委子テ運用ヲ其頭人カ情意ノ發作ニ托スルハ千鈞ノ重量ヲ一髮ニ懸ルヨリモ危シ一朝經濟界ノ恐慌ニ遭ハ、世ノ實業家カ日本銀行ノ鼻息ヲ窺ヒ一舉一動惴々焉トシテ爲ス所ヲ知

ラサルハ最近既往ノ實況ニ徴シテ諦視セラル、所ニアラスヤ(下略)

(前略)我邦ノ政事ハ既ニ立憲制ニ改マリ四民平等之レヲ翼賛スルニ拘ラス奇怪ニモ遺憾ニモ獨リ財政ノ機關ノミハ專制的ナル昔ノ姿ニ組織セラレテ之レカ爲メニ國家ノ元氣ヲ發揮スル彈機ト民間ノ實業ヲ扶掖スル膏血タル金融ノ大根本ヲ舉ケテ一私立會社ニ委托セルニ依リ自ラ危急亡亂ノ大患ニ陥ラントスルモノナリ

此論や日本銀行と大藏省との位置を説明するに餘あり區々の情誼に泥みて斷乎たる改正を行はされば財政の前途誠に言ふに忍びざるものあらん今の時に當りて大藏省をして今後眞に其實力を揮はしめんと欲せば先づ財權の所在を明かにせざる可らず之を明かにせんと欲せば日本銀行が壟斷する紙幣發行の特權を政府に回收するより急なるはなし嗟吁淵叢の爲めに魚爵を驅るものは獺鷲なり帝國の爲めに財權を驅るものは紙幣發行の特典乎

中央銀行の寂滅 第三

日本銀行か兌換券發行の特權に由りて享浴する洪大無邊の利益は國家の公權より生ずる全國生靈の共有物にして一私立會社の私有すべきものに

非ざる事及び此理由を以て財政改良の第一手段として該特權を政府に回收すべき事は一昨年八月本經第一卷に於て詳論せし所なり昨年三月日本銀行は「日本銀行特權と任務の比較」と題する小冊子を公にす此書は素と同行の課稅法案に對し反駁防禦の爲めに刊行せしものに係ると雖も特權より生ずる利益を隱匿して長へに之を保有せんと欲する意向は蔽はんと欲して蔽ふ能はず爰に之を引證して一段の興味を添へん彼れ小冊子は曰へり日本銀行が紙幣發行の特權より獲る所の純利益は左の如しと

一金八千五百萬圓 保證準備發行制限高

内

金二千二百萬圓 政府貸上高

金一千九百六十一萬六千二百七十四圓

銀行紙幣ノ消却ヲ俟テ發行スヘキ高

金一千萬圓 外國手形割引ニ充ツル高

差引

金三千三百三十八萬三千七百二十六圓

普通ノ貸借及ヒ割引等ノ運用ニ充ツヘキ高

又引

金一千六十一萬三千七百二十六圓

前金額ノ内庫内ニ徒積スル平均高

此殘額

金二千二百七十七萬圓 實際運用高

故ニ

金百三十六萬六千二百圓餘 利子六分トシテノ利益金

金十四萬圓 橫濱正金銀行外國手形割引平均高七百萬圓ヨリ半

スル利益

合計

金百五十萬六千二百圓餘 兌換券發行特權ヨリ生スル利益

内

一金二十萬圓 國庫金取扱損失

一金二十萬圓 兌換券取扱費

一金百七萬七千八百八十八圓

二十九年二月末所有公債證書二千六百九十二

萬七千二百八圓ニ對スル利益金ノ差損高

小計

金百四十七萬七千八十八圓

特權ニ對スル直接ノ損失

差引

金二萬九千百十二圓

兌換券發行特權ヨリ生スル純益金

小冊子は更に之に附記して曰く

日本銀行ハ兌換券發行ノ特權ニ依リ得ル所ノ純益ハ實ニ二萬九千百十二圓餘ナリ而シテ之ニ酬ユルカ爲メ政府及ヒ社會ニ對シテ負擔スル所ノ任務果シテ如何左ニ項ヲ別チテ之ヲ列記セン

- 一金庫事務取扱ヲ負擔ス
- 一公債事務取扱ヲ負擔ス
- 一紙幣交換事務取扱ヲ負擔ス
- 一銀行紙幣消ノ取扱ニ任ス
- 一大藏省供託有價證券ノ保管及ヒ出納ノ取扱ニ任ス
- 一大藏省預金運用ノ取扱ニ任ス
- 一國庫金配布ノ事務取扱ニ任ス
- 一日本銀行金利ハ常ニ市場ノ金融ヲ助ク
- 一日本銀行ノ金利ヲ變更スルニハ大藏大臣ノ認可ヲ受ク
- 一貨幣拂渡證書ノ割引ヲ爲ス
- 一右ノ外自行ノ利益ヲ抛テ國家ノ爲メニ盡サ、ル可カラサルコトアリ

以上舉クル所ノ兌換發行特權ヨリ得ル利益ト之ニ對シテ負擔スル任務トハ孰レモ實際上ニ就キ調査スル所ニシテ敢テ誣ユヘキニ非ス即チ日本銀行ハ特權上ヨリ生スル二萬九千百十二圓餘ノ利益ヲ受クルカ爲メ之ニ對シテ前記數項ノ任務ヲ負擔スルモノニシテ其輕重ハ蓋シ之ヲ判スルニ難カラザラン

右に掲けたる日本銀行兌換券發行特權の利益計算の虚構なるは瞭然として日月の如し何となれば一方に於て明治二十三年以來外國手形割引に充つる高一千萬圓なりと明言するに拘はらず之を他方に於て七百萬圓と算定するに非ずや果して平均七百萬圓なりとせば忽ち三百萬圓の餘金を生ず此金を七八分に貸附くるも二十一萬乃至四萬圓の利益あり又一方に於て自家所有金二千六百餘萬圓を全然九分に貸附得るものと算定し百七萬餘圓の差損を出すに準すれば他方に於て庫内に徒積する一千六十一萬餘圓も貸出を爲さんと欲するも得べからずと遁辭せず同じく九分に運用すると計算せよ更に九十五萬餘圓の利益を生するなり此二利益を所謂二萬九千百十二圓に加ふれば實に一百三十二萬圓の純利益を得るは正確ならずや帝都の中央に巨大の城郭を築き數千萬の資本を擁し數十百萬圓の經

費を浪消し其重職は勅任の待遇を受く而して斯の如く虚構の計算を公刊し晴天白日天下の萬衆を欺かんとす其狡猾猥惡なる人面獸心の語を以て之を評するも尙ほ足らざるを覺ゆるなり然れども政界上の便宜を以て姑らく日本銀行の證言即ち毎一年の純益を實に二萬九千百十二圓なりと認定して爾來は毎年金三萬圓の補助を日本銀行に附與する事に定め金庫事務取扱以下の諸義務(金利變更の一項を除く)を悉く之れに負擔せしめ速に兌換券の發行權を回收すべし殊に又國庫金の取扱以下は金員を左手に入れて之を右手に出す迄の期間無利息にて之を運轉し得るの餘地あれば某々議員の所説の如く日本銀行は欣んで此恩命を奉するならん若し或は之を辭退せん乎二三拾萬圓の手數料を掛けて後任の銀行を募らば蒸々として設立せらるゝ數多の大銀行は相競ふて該取扱の命を奉せんことを希ひ其極手數料を辭するも其命に應せんとする者出んも知る可らず是に至りて經濟社會を蠱毒する所謂中央銀行は忽焉として寂滅し金融の輪迴妙用を觀ることを得ん

財政の方針 第四

我邦目下の財政は如何の方針を取れる乎昨年十月内閣は地方官を會して

爲政の方針を宣言す財政に關するもの左の如し

財政ノ整理ハ政府ノ最モ困難トスル所ナリ之カ整理ヲ圖ルニハ專ラ國力ニ應シ以テ現今ノ形勢ニ適スルノ策ヲ定メ出入ノ平均ヲ保ツコトヲ務メ一方ニ於テハ國家經濟上ノ擴張發達ヲシテ國勢ノ進運ニ後ル、コナカラシメンコトヲ期ス

是れ實に常道なり内閣は果して之を實行するや熟ら財政の現状を觀て之か將來を察すれば轉た寒心に堪へざるものあり所謂軍備は濫擴妄張せらるゝの勢成り新設の租税は苛重にして公平を缺き外資の輸入に急なるや公債を外賣して許多の内損を醸せりと顧れば明治二十八年に於て租税滞納處分を受けしもの各府縣を通じ九十九萬三千餘名此金額大約八十二萬六千圓一名の家族を五人とせば大約五百萬人即ち每人金拾六錢餘なり嗚呼我邦良民の一割二分は現に拾六錢の租税に堪へざるに至れり然るに當路者は此等の事態を恤まず漫に苛税を聚斂して憚る所無きものゝ如し況んや此税金中より一二の營利團體に巨額を分附して以て或は生糸の輸出を奨励す或は製茶の販路を擴張すと稱す斯の如くにして尙ほ財政の方針は當初の宣言に背馳せずと云ふ乎嗟吁誠に國力に應じて財政を整理

するの心あらば先づ軍備の濫擴妄張を杜絶し新設の三税を廢止すべし。租税の來歴を案するに明治八年幕府税制の煩雜を整理し從來の税目殆んど一千六百種を減削して四十二種となし尋て地租條例を改正し又地價の修正を行ひ其他の改善尠少ならず爾來地租酒税及び海關税の三種は重要の税源となり七八千萬圓を徵收して國運漸く富強に向へり今や突然政府の歳計豫算は數倍して三億萬圓と稱するは何ぞや是に於てか營業税登録税及び葉煙草專賣收入の三種を新に重要税源に加へたり此等の新設租税は皆性質不良なるのみならず殊に營業登録の兩税は其負擔の歸着たどへ資本を奪はさるも直に収益を奪ふに至るや論なきなり寧ろ増税を必要とするに於ては事業の發達に妨害少なき消費税即ち酒税を撰むべし二三千萬圓の増收は敢て能し難きにあらざらん。然れども税源は敢て消費税に限るべきに非ず直税間税の利害論に拘泥して國情を省察せざるか如きは是れ腐儒の見のみ若し税法簡潔にして徵費多からず負擔公平なるに於ては直税に依るも亦可なり我邦の地租は則ち此類而已抑も地租輕減は政黨政派の綱領に上れる舊題なりと雖も今日に至りては此論を主張するもの甚だ稀なり經濟界の現状より觀れば地租の

二分五厘は寧ろ輕きに失するなり今之を増課するは三新税を興すと其難易何れぞや地租條例を見よ地租は土地臺帳記名者より徵收すと即ち地主に賦課するものなり又地租賦課の標準は之を地價に取れり地價は收穫の中より諸費を引去り之を市場の利子歩合に比較して算立す今や全國の物價騰貴し米價亦之れに伴ふか爲めに地主の利益従つて多きを加へたり益多くして税加はる是れ理の當然なり誰か亦支吾するものあらん惑者曰ふ地租を増率するは或は可ならん唯其結果として小地主漸次減少して大農兼併の弊興り遂に社會の基礎を危ふするに至らんと是れ杞憂のみ我邦の地租は既に數百年來の成立に係り加ふるに専ら長子相續の制度行はれて小農の多き世界に冠たり況んや今日の地租税率は之を改租以前に比すれば非常の減輕なるを以て多少の増加は復舊に近づくものなるに於てをや英國の地租は歲入の僅に一分一厘に當る而も小農甚だ尠し我邦は一割五分五厘なり而して小農の別に少なきを加ふるを聞かざれば地租の多寡は大農小農の増減に關係する事蓋し鮮し。然らば則ち本卷第二第三に依りて兌換券發行の特權を回收し毎年數百萬圓の歲入を増加すと雖も本經第一卷に詳論せるが如く此數百萬圓の使途

は別に確定せしか故に已むを得ずんは酒税及び地租を増加して歳入の不足を補充すべし次章之を詳論せん

租税の増課 第五

租税の負擔は憲法上素より國民の義務に屬すと雖も漫りに之を重課すれば良民困弊し國力の衰退之れに従ふ是故に古來賢哲の政柄を執るや苛税を除くを以て爲政の根本と爲せり然りと雖も國家の維持に必須なる時は之を増課する事亦已むを得ざるなり是に於て乎民情の趨勢を利用して之れに従事する事亦爲政治家の機略にあり曾て聞く英國か所得税を新設するや國を擧げて對佛の軍備に熱中せる時を以てせりと我邦は干戈を收めて既に二年租税増課の時機を經過したり然れとも戰役前の歳入は役後の歳出に當るに足らざれば酒税地租を適宜の程度に増課すべし是れ誠に已むを得ざるなり(附録第一卷第十一租税参照)

一、現行酒造石税一石金七圓を改めて年度十月より三月迄に製造する酒類は石税九圓とし四月より九月迄に製造する酒類は石税十圓とし又濁酒の石税を七圓とす

蓋し四月以降製造する酒類は夏期を經過し品質良醇にして價格を

昇し易し故に十圓の負擔は冬期製の九圓に比して重からずとす是れ兩者を區別する所以なり

二、自家用料酒の製造を禁止す

蓋し酒税の増率と自家用料酒の免許とは兩立し難し從來之を嚴禁せざりしは婦人の仁のみ若し情實に拘泥して之を敢てせずんば到底酒税に由りて歳入増加の目的を達す可らず

惑者言はん自家用料酒の免許を嚴禁するは細民を苦ましむと去りて之を實際に徴せよ自家用料酒造者の八割は地主以上にして小作人は僅に二割を過ぎず自製者每村五指を屈するに止まるのみ而其多くは耕地を所有して衣食に窮するものにあらざるに似たり是れ當然のみ他人の土地を借耕し以て一家數口を糊する細民は豈能く自家用料酒を醸造するの餘裕あらんや

此法を施行するの結果は之を舊法及び現行法に基く歳入に比較計算すれば左の如し

舊酒税法に依り得たる國庫收入額

酒造石高 四百廿五萬七千五百九十三石明治廿九年度豫算に依る)

此稅額(金四圓) 金一千七百〇三萬〇三百七十二圓(同上)

自家用料酒鑑札料 金七十九萬〇〇三十二圓

合計 金一千七百八十二萬〇四百〇四圓

現行酒造法に依り得る國庫收入額

酒造石高 四百廿五萬七千五百九十三石(前年度に同一なりと假定す)

此稅額(七石金) 金二千九百八十萬三千五百五十一圓

自家用料酒鑑札料 金七十九萬〇〇三十二圓(前年度に同一なりと假定す)

合計 金三千〇五十九萬三千百八十三圓

立案に依り得らるべき國庫收入額

酒造石高 四百廿五萬七千五百九十三石(前年度に同一なりと假定す)

自家用料酒禁止の爲め増加高

二百萬石(但し濁酒)

内

濁酒

二百萬石

金千四百萬圓

冬期に屬する清酒

百七十五萬石

金千五百七十五萬圓

夏期に屬する清酒

二百五十萬石

金二千五百萬圓

合計 金五千四百七十五萬圓

此改正稅率は主として酒造稅法の第一種に屬するもの所謂釀造酒に就て云ふのみ其他の各種も亦此割合に從て改正すれば大約三千萬圓を増收する事容易なり歲入の増加三千萬圓にして尙未だ足らざるに於ては宜しく地租に據るべきなり一昨年本經の第一卷を公刊し地租の増率を説くや之を難するもの尠からず甚しきは以て亂階たらんと極論せり然るに輿論漸く移りて今や地租増課の聲遠近に響應す政府部内亦此議ありて石代を引上げ稅率を引下げんとすと其稅率引下げの結果は地租に於て三百四十餘萬圓を減少すと雖も石代を八九圓に増定して地租を算出する時は歲入は千五百萬圓を増加す云々と此方案の如く體面を粉飾するか爲めに新に煩累を醸さんよりは寧ろ現制の下に稅率を昇して同一の効果を收むへし斯く酒稅を改正して三千萬圓を得地租を増課して亦幾千萬圓を得は以て交戦の缺損を補充し自衛の必須に備へ實業の發達を幫助するに於て綽々として餘地あらん何ぞ登録稅を用ひん何ぞ葉煙草專賣法を取らん又何ぞ營業稅採らんや

此稅額(金四圓) 金一千七百〇三萬〇三百七十二圓(同上)

自家用料酒鑑札料 金七十九萬〇〇三十二圓

合計 金一千七百八十二萬〇四百〇四圓

現行酒造法に依り得る國庫收入額

酒造石高 四百廿五萬七千五百九十三石(前年度に同一なりと假定す)

此稅額(七石金) 金二千九百八十萬三千五百五十一圓

自家用料酒鑑札料 金七十九萬〇〇三十二圓(前年度に同一なりと假定す)

定す)

合計 金三千〇五十九萬三千八百八十三圓

立案に依り得らるべき國庫收入額

酒造石高 四百廿五萬七千五百九十三石(前年度に同一なりと假定す)

自家用料酒禁止の爲め増加高

二百萬石(但し濁酒)

内

濁酒

二百萬石

金千四百萬圓

冬期に屬する清酒

百七十五萬石

金千五百七十五萬圓

夏期に屬する清酒

二百五十萬石

金二千五百萬圓

合計 金五千四百七十五萬圓

此改正稅率は主として酒造稅法の第一種に屬するもの所謂釀造酒に就て云ふのみ其他の各種も亦此割合に從て改正すれば大約三千萬圓を増收する事容易なり歲入の増加三千萬圓にして尙未だ足らざるに於ては宜しく地租に據るべきなり一昨年本經の第一卷を公刊し地租の増率を説くや之を難するもの尠からず甚しきは以て亂階たらんと極論せり然るに輿論漸く移りて今や地租増課の聲遠近に響應す政府部内亦此議ありて石代を引上げ稅率を引下げんとすと其稅率引下げの結果は地租に於て三百四十餘萬圓を減少すと雖も石代を八九圓に増定して地租を算出する時は歲入は千五百萬圓を増加す云々と此方案の如く體面を粉飾するか爲めに新に煩累を醸さんよりは寧ろ現制の下に稅率を昇して同一の効果を收むへし斯く酒稅を改正して三千萬圓を得地租を増課して亦幾千萬圓を得は以て交戦の缺損を補充し自衛の必須に備へ實業の發達を幫助するに於て綽々として餘地あらん何ぞ登録稅を用ひん何ぞ葉煙草專賣法を取らん又何ぞ營業稅採らんや

之を要するに今に於て急に租税の徴收方針を改正し國務の骨髓たる財源の不足を酒税及び地租に仰きて三新税は全廢すへし斷して之を行はゞ鬼神も避くと苟も公正の心意を持して之を決行せんか忠良なる日本の國民は皆同情を表するに躊躇せざらん

公債 第六

公債なるものは國情已むを得ざる場合の外募集せざるを最上策となす國情已むを得ざる場合とは何ぞや必需の經費の急なるに當り増税に據る事能はざる時其一なり時勢の進運に従ひて高利の公債を交換する時其二なり公利洪益の事業にして獨り政府の施設に待つものあり而も他に財源なき時其三なり此三時を除きて公債を募集するは大に不可なり整理公債本年五月の發行に由りて内國の高利公債は全く償還を了りて五分利附のみとなれり今未償還高の種類及び金額を示さん(本年五月末日現在)

金錄公債(五分利附)

二九、八二三、三二〇

海軍公債

九、二八八、六〇〇

整理公債

一七四、五六四、二五〇

軍事公債

一二一、七二四、〇〇〇

鐵道公債

一〇、〇〇〇、〇〇〇

事業公債

三、〇〇〇、〇〇〇

合計

三四八、四〇〇、一七〇

其他無利息内國債は

舊公債

五、四八六、三六二、五〇〇

紙幣消却元資借入金

二二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

合計

二七、四八六、三六二、五〇〇

外に七分利附外國債二十三萬三千七百五十二圓あり今之を總計すれば三億七千六百十二萬〇二百八十四圓五十錢となる加之ならず擴張軍備の結果として募集する公債は二億〇八百五十一萬二千五百圓あり此内明治三十一年度の終りに尙八千五百〇一萬二千六百四十五圓の清國償金の計算に於ける殘額を差引く時は一億二千三百四十九萬九千八百五十八圓にして此額は實に明治四十一年度までに募集すへきものなりとす之を現在の總額に加ふれば他に別種の公債を募集せずとするも國民負擔の公債全額は四億九千九百六十二萬〇百三十九圓五十錢の巨額に登るなり
今我邦の人口を(臺灣を除き)四千萬とし此公債總額を割當れば每一人十二

圓強を得之を海外の諸國に比例するに我邦の上に出るものは佛伊白希及び北米合衆國なり英國の富強を以てして尙僅に六圓強に當れり支那の如きは償金其他の爲め外債を起せる多きか如きも尙每一人三十二錢餘に過ぎず之に由りて之を觀れば我邦現時及び將來の公債負擔額は既に尠少と爲さず隨て年々拂ふべき利子のみも二千五六百萬圓を昇降せん
 近く之を一個人に譬へんに其生計は日常の收入に依る一般の習慣なり若し人あり借債を負て生計を營み宏壯の第宅に金衣玉食するも債鬼項背相望むあらは一家長く支ふる事能はざるや明かなり邦國と雖も亦此例に洩るくを得ず蓋し公債の募集は煩累を後世に遺すのみに止まらず往々現政府の浪費を誘致し金融市場を動搖するの弊少なからず殊に外國債は經營其宜しきを失すれば爲替相場に劇變を與へて輸出入の平衡を妨害し遂に意外の損失を蒙り結局他邦の干渉となり煩累を來す事財政史上歴々存せり二三の新聞紙は今日の財政を評して借金政策と云へり借金政策是れ豈國家百年の大計ならんや古哲は曾て公債を以て亡國の基と痛論せり奇激に失せざるに非ざるも亦是れ爲政治家の須臾も忘る可からざる金言なり故に國家公共の大事業を興すか爲めに起債するか如きは時ありて可なりと

雖も若し其用途にして軍備の濫擴妄張の如きものならんか遂に亡國の氣運を促すを恐る戒め慎まざる可けんや商鑒遠からず彼の伊國にあり
 伊國は千八百六十七年倫敦會議に於て歐洲五大國の一と認識せられし以來財政一着を過ちて國力不當の軍備を張り不急の事業に熱中してより經費頻りに増し國債妄りに起り租稅彌か上に苛重し驕奢の風其歟に乗し來りて有司の公德を腐敗せしめ政府の信用大に損して商工業困弊し民力衰退し怨嗟の聲は遠近に充ち餓李街衢に横はり其極る所は遂に竹槍蒲旗の慘劇を現出せり國を三國同盟の中樞に占め衛るに堅甲利兵大艦巨船を以てしクリスピー在るありて以て國威の宣揚國力の充實を畫策すと雖も之を救濟する事能はず近時金融市場の信用殆んど地に墜ち財政の紊亂甚しきに至れりと而して其主因を温ねて公債の妄募にあるを知れり心を公債の募集に傾くるものは須らく之を三省して可なり
 故に我邦の財政を整理せんと欲せば務めて公債の募集を避け着手せしものと雖も成る可きのは之を節省し今後募集の計畫あるものは姑く之を中廢すべし他年民力發達の度を進むるに至りて中廢の事業を再興し徐々として國威を張る誰れか之を晩しと言はん

日本銀行の兌換券發行權を政府に回収し紙幣發行院を新設すへき所以は本經第一卷既に之を詳論せり此時に至りては全國の銀行は一條例の下に立ち發行院より低利の元資を借り來りて各其得意とする處の方面に向つて銳意業務に従事し資金の供給を滑かにするにより商工農は勿論運輸通信の諸業苟も國家に益あるものは悉く連鎖して進達し知らず識らざるの間に國家の盛運を迎ふ可し

惑者曰はん各種の銀行を一條例の下に置き其業務を畫一的に出さしめんとするか如きは分業法を尙ふの今日膠柱の謗りを免れさらん是れ恰も勸業銀行を創立せる政策に反し諸事業の退縮を促さんと此言や徒に分業の名に泥んで其實を忘るゝものなり彼の勸業銀行の爲さんと欲する業務は所謂勸業銀行の成立ありて始めて行はるゝに非らず名は勸業と稱せざるも各地の銀行は其資力の及ふ限りは該業務に従事せるは實際に通ずるものと悉く熟知する所なり故に分業の名を尙ひて此種の特別銀行を新設するは愚人の爲のみ勸業銀行設立の要旨は特別低利永年賦の資本を供給するにありとは昨年貴族院に當局者の説明せる所なりと雖も元來利子の高

低は金融社會一般の状況によりて決せらるゝものにして區々たる人爲法律の能くする所にあらざるなりされば今回新設せる勸業銀行に向つて此等の希望を懷くか如きは誤謬の甚しきものと謂はざるを得ず既に然らば勸業銀行は無用のみ有害のみ寔に自然にして健全なる經濟社會の發達を期せんと欲せば此種の保護的制度は悉く全廢せざる可らず嗚呼勸業銀行農工銀行の如きは所謂苗を助長するの類乎

大凡う社會の事物は必要に迫られ己むを得ずして初めて生ずれば常に成功を期し易し頃日小銀行の合併を勧誘するものあり而して彼等は實に勸業銀行農工銀行の創設に盡力せる者共なりと彼等の昨は分業を渴仰し今は之を排斥する其舉動の輕忽なる豈驚かざるを得んや素より小銀行相互に得意を爭奪するか如き事跡ありて當業者と雖も其弊害を知らざるに非らず知て尙且合同の運に向はざるは我邦目下の事情未だ銀行をして悉く巨大なる者のみと爲すを許さず反つて尙小銀行の必要を感ずればなり然るに今俄に其分立を防かんと欲す自家撞着の甚しきものと謂はざるべからず若し強て合同を實行せしめん金融の疏通に障礙を生し小商細民或は甚た困窮すべし豈慎まざる可けんや

幕府の階級政治を打破して興れる現政府は維新の初め簡易暢達を以て施政の方針と爲し百度悉く振作せり歳を閱する爰に三十年漸次法典政治に變化して無用の官衙頻りに生じ繁文縟禮是れ能事とす近來の施政は煩雜重疊して法令の多き堪ふる能はざるなり昔沛公は三章を以て天下を治む今の局に當るもの亦宜しく之に則り簡潔清明を主とし士氣を養ひ民産を殖し人心を歸一にし恰も鐵丸の如きものに鑄冶する事を務めされば國力を富實にし國威を宣揚し他日事あるに當り我に東洋の霸權を收めて歐米の諸國と等禮を舉行する事能はざらん

熟く現今の政治組織を觀るに無用と認むべき者一にして足らず殊に人の爲めに官を設くる弊の如きは勅任參事官の新設豈に適例に非ずや然りと雖も此等は枝葉のみ根底を洞察すれば官省中無用にして寧ろ有害のもの二三にして足らざるなり試に之を列舉せんか拓殖務農商務文部の三省是れ而已是れ宜しく全廢すへし陸軍海軍の兩廳を併置するも徒爾なり單一行政廳を置きて可なり又地方の自治制漸次發達せり府縣廳の如き無用の長物亦宜しく廢絶すへし

拓殖務省は無用なり拓殖務の管理する事務は何ぞ曰く臺灣に關する政務曰く北海道に關する政務此二政務は從來内務に屬せり管理の事務只是れのみ何ぞ必しも一省を要せん何となれば臺灣に總督府あり其行政に當るものは總督なり故に之れに授くるに臺灣の統治權を以てして其責任を全ふせしめよ時創業に屬して百事敏活を要するの今日其首腦は遠く東京にありて獨り手足のみ臺灣に臨むか如き迂遠の治具に由りて新版圖の治績を擧げんと欲するは甚だ難し今臺灣は外國の貿易と軍事に關する事項多しと雖も拓殖は未だ急務ならず然るに拓殖の方針を取りて之を統治せんとするは抑も末なり又北海道は内務より裂き取りて以來拓殖務は何をか爲せし彼に在るも是に存するも同道拓殖の進歩に何の利害か有らんや拓殖務省の無用なる事斯の如し

農商務省も亦無用なり農商務設立以來の事實に徴するに無用の干涉多くして寧ろ民業を沮喪するの痕跡あり彼の蠶種検査法生糸直輸出獎勵法を見ずや此種の法令に依りて何等の利益をか收め得たる商工業は由來立國の基礎たれば適宜之か獎勵の道を講ずるは固より不可ならずと雖も我邦目下の情態にありては未だ一官省を設置し數多の官吏を任用し國帑を費

廢するの必要なし故に其爲す所多くは徒事のみ先きに議會に絶叫して新に設置せる貿易品陳列館なるものを見よ其陳列する所は數年若くは十數年以前の流行品に係りて今や他の嗜好絶へたるもの多し恭く之を陳列して海外貿易品なりと稱するにあらずや鑛山局ありて鑛毒事件の騷擾を未萌に防く能はず商工局ありて彼我商工業の大勢を普知せしむる能はず世間農商務を怪物屋敷と評するに觀るも之を廢するは民意なり文部省亦無用なり惑者曰ふ文部大臣其人を得ざるが爲め教育に大方針なしと是れ文部を推究せざるの過ちなり其官制第一條に曰はずや文部大臣は教育學問に關する事務を管理すと單に教育學問に關する俗務を處理する官衙に過ぎされは他省中一局を設けて文部の事務を移せば足らん但し大學の如きは各自獨立せしめ中學は大學に標準して其教育方法を定めしむ可し小學に至りては地方の適宜に一任し就學の一事を除くの外之に關涉せず自然に發達せしむべし各地方亦其人なきにあらずたとへ中央の干渉なきも我郷里の子弟をして無學の徒たらしむる事なからん陸海軍に關する行政廳は之を合一して兵部省を置き二局を設けて之を分掌せしむべし然る時は軍政一途に出で平素兩軍の感情を圓滑にし其戰

陣に臨むや互に弓手となり馬手となり敏活の舉措を實行するに便利多く奇功を收むるに容易なり況んや從來陸海軍の間に、行はるゝ、競争、軋轢の弊を、途絶し、軍人間の交情を佳良にし且つ其經費に大削減を加ふる事を得べし故に之を合併する事は目下の事情殊に之を切當なりとす各地方は既に自治の制度ありて市町村制は勿論郡制も亦着々行はるゝに至りたるか故に内務の下に地方廳を置き監督せしむるの必要なし若し俄に之を全廢して人民不便を感じるの實あるを認めは暫く幾内八道に各一官廳を假置して他日全廢の地を爲すべし音信交通の粗く發達せる今日は決して事務の澁滞なからん今や戦後の經營は國費の已むを得ざるものを増加せり宜しく此の如き根本的革新を斷行し冗費を節省して以て國民の鬱悶を醫すへきなり

森川省 第九

拓殖務農商務文部の三省を全廢し又府縣廳を減畧し陸海軍を合すの議を一見して惑者は是れ消極嬰守の政策なり此の如き固陋の言は開明の今日世に補益なしとせん試みに潛心して熟考せよ前章廢止を主張するものは概ね無用の長物なり苟くも國本を培養して以て我邦の富實を企圖するに

必須なる者は財政急なりと雖も亦其創設を忌まざるなり故に彼の數官衙を廢合し得る所の國帑を分割して新に一官省を興し森川省と呼び一定の大方針を立てて邦内の森林及び河川を根源より修理整頓せしむべし我邦の地形は狹長にして中心高山峻嶺連亘し宛然土堤を築けるか如く其兩邊は共に海に向ひて甚しく傾斜せり故に無數の水源は其流派を集めて大河を形するに違あらず從て湧出すれば從て流下し河線數多相接す甚しきは三四の河線一港に注出するものあるに至る地形此の如し故に方里二萬五千臺灣を除くの國土にして五里以長の河川三百十有七線あり然らば則ち我邦は山嶺(即ち森林)と河川を以て領地となすものなり森川省の創設豈已むを得んや

又我邦の地位は温帶圈内にあり四面環海なるを以て海面含温の空氣は咄嗟にして中心の山嶺に達し其冷氣に逢着して無比多量の降雨を生ず此雨脚は濫伐の爲めに赭禿せる諸山を一過し修理未だ成らざる河川に沿ひ縦横奔騰して海口に出ず故に累年の水害巨萬の損耗を生民に蒙らしむ然るに山林局土木局の如き局衙に其事を分掌せしむ其功の擧らざる素より宜なり

幕府政柄を執る三百年全國は諸侯の封土に分割せられ森林の保護河川の修理一定の策を定めて實行する事能はず然るに尙今日の如き水災の頻繁ならざるものは各土の執政其責に任して盡す所ありしに歸せずんばあらず今は普天の下悉く一政府の統治する所となり全國普及の治道を布くに些の支障ある事なし然るに維新以來三十年森林の保護其緒に就かず河川の修築其効を果さず反つて水災の凶報に驚くものは何ぞや其本を忘れて其末に走り浮華を事として實務を蔑にせしに坐するのみ今に於て猛然反省して治國の大本たる森林より始め次て河川を修理して國資の根源を培養すべし河川誠に修り森林生々として繁茂せば水災閉息し田野荒廢を免れ交通遞傳の要具の如きも破壊の患鮮きに至らん蓋し森林を重して以て天下を治むるの要道と爲すものは彼れ獨逸の帝國あり我邦の如きも之に則り尙河川を合せて之を整理し以て萬年の大計を確定すべし尙姑息偷安を事として荏苒年所を經過せんか邦内の沃野慘澹たる荒磧に變化せん事蓋し百年を待たざらん

虚飾 第十

上段述ふる所の如く軍備を完實し財政を整理し政務を簡明にし民衆の元

氣を振作して以て國家の基本を鞏固にし我邦を泰山の易きに置かんと欲せば政府先づ斷乎として虚飾是れ尙むの弊風を一洗せざる可らず蓋し繁縟浩漭なる法典政治の行はるゝは職として當路者か虚飾を尙ひ浮華を競ふの癡情に由らずんばあらず顧みるに維新の一舉は幕府累世の積弊を破壊し階級の制度を全廢して天地爲めに清淨たり成功の偉大なる宇内の耳目を驚かせり何ぞ圖らん相次きて局に當る者は先輩の精勵刻苦之を致せしを追思せず目前の治安に馴れて裝飾粉靚陋政を塗抹し儉安姑息是れ事とす故に維新の精神に反せる門閥政治を馴致して復た階級制度を再興し貴族五等の爵を設け加ふるに勳功の表彰を以てす彼の胸間に金光燦爛たるものを連懸し輕車駟馬に鞭ちて揚々たるものは以て婦女を喜ばしめ以て愚人を欺くべしと雖も國家の治安に何かあらんや我邦上古の制を見よ上に 帝王ありて下は悉く齊民のみ皇民の間所謂門閥者流の保障あるを見す今の貴族を特寵して之を君民の間に介立せしめ以て上下を隔離するか如きは決して維新當初の精神に非ざるなり

豈獨り五等の爵勳功の表のみならんや位階族籍も亦虚飾のみ是等の制度あるが爲めに貴族高位の輩は質素勤儉の模範となる事能はずして却て驕

奢浮華の弊風を是れ誘致す民業發達し民權貴族を壓倒する歐米の邦國の如きは貴族の行爲習俗を左右するに足らずと雖も我邦にありては其舉動は直に俗を變じ風を移すの力あり故に爵位勳等族籍は悉く之を廢絶せざれば日は追て流行を逞ふする處の淫靡怠傲の弊風を一洗し維新の當初に復歸する事能はざらん惑者曰はん貴族は 皇室の藩屏一朝にして之を廢せば 皇家孤立となり國體或は危からんと何ぞ知らん今や 皇澤天下に洽なく億兆均しく 皇室を奉戴し 皇家の爲めには身命を愛惜せず心に藩屏たるを期せり征清の役卒伍にありし者の行爲を見よ思ひ半に過ぐるものあらん

殊に怪む爵位族籍の世襲となりて人に存せず家に存し毫末の勳功なきもの亦能く高爵に居り貴族に列し私家の財産をも世襲する事なり是れ門閥制度を扶掖するものに非すや宜なる哉貴族高爵の輩往々驕奢淫逸に流れ甚しきは其財産を蕩盡して廉恥の何たるを辨へず終に罪囚に陥るものあり爵位族籍何の用をか爲さん徒に奢侈の弊風を誘導するに止まるのみ宜しく之を廢絶すべし

遼東の還附以來臥薪嘗膽の聲全國に反響し勤儉是れ務めんとするの趨勢ありき然るに上の好む所下之より甚しく爾來僅に一兩年奢侈の物品盛んに輸入せられ反つて工業の原料品は退歩の傾あり以て生産力は戦前に加らずして消費力は戦後に増加せるを知るに足らん語に曰く奢侈は收支相應せざる濫費なりと知らず此濫費を節制して奢侈の弊風に抗するの力あるもの都鄙果して幾許かある

徳の流行は置郵命を傳ふるよりも速かなりと徳既に然り況んや奢侈をや其弊の流行する豈啻に置郵のみならんや是れ古今東西に通して奢侈の爲に其國を亡せる者多き所以なり古の羅馬帝國は亞細亞亞弗利加を卷席し歐洲の諸邦を併呑し國富み兵強く獨り天下に横行せしか一朝奢侈の弊風に感染するや盛宴に爛醉し蒸湯に昏睡するの間綱紀弛廢し財政紊れて威烈宇内を壓せし大邦も蠻族の襲撃に忽焉として瓦解せり印度西班牙の如きは共に其覆轍を踏襲して或は亡ひ或は衰へたるものにあらずや今や我邦瞻仰の地位にあるもの概ね宏壯なる邸宅を構へ美食盛裝相競ひ得々として之を文運興隆の致す所と稱し簡易質朴なる日本固有の尙俗を棄却せんとす滔々として浮華の弊習天下を風靡せんとするは固より宜な

り嗚呼臥薪嘗膽の反響は今や何所にか之を聞かん既往は咎めず來者は追ふ可し當局者先づ奮發興起して海内の惰眠を覺醒せよ

勤儉 第十二

明治十二年太政官の達に係る 詔勅に曰く

各地御巡幸親シク民事ヲ被察内政深ク御軫念被遊今般左ノ條々被仰出候

一、凡百般ノ政揆勤儉ヲ本トシ冗費ヲ省キ務メテ簡實ニ就キ專ラ民生ノ事業ヲ勸ムヘキ事

一、官省ノ建築其他一切ノ土木既ニ着手シタル分ヲ除ク外可成省畧可致事

一、各地方官ニ於テモ厚ク旨意ヲ奉體シ費用ヲ節畧シ民力ヲ愛養ス可キ事

人勤儉なれば其身榮に家勤儉なれば其家榮に國勤儉なれば其國榮ゆ勤儉なる哉勤儉なる哉各人本業に精勵し驕奢遊佚の惡風を排し以て自衛獨立の美習を養へ

抑勤儉の効果は如何セザンの役佛人は城下の盟を爲して五十億の償金を

獨國に獻せしや佛國の困弊は急に回復せざる可しと何ぞ圖らん獨人戰勝に酔ふて往昔の儉勤を忘れ巴里の華冠里昂の美服相競ふて之を購求し五十億の巨資は數年にして曩日の戰敗者に還歸せり佛國の創痍を回復するの速かなりしものは國民舉げて勤儉を旨とし獨國の行爲に反せしに在るのみ我邦は今や戰勝の獨國か戰敗の佛國か敢て之れを言はず然れども前掲の詔勅に鑑みて勤儉を以て爲政の本とし須く本經の論述する處を施行して以て帝國の富實と光榮とを遠圖せよ

護國經現世編卷の二附録

現世編卷の一 三輪信次郎著

強國の名實 第一

日清和成りて東洋の形勢轉變し倭焉として強國の名は我邦の上に加れり歐米の各國は漸く媚疾の念を起して我邦を覬覦し以て寸隙に乗せんとす熟ら惟ふに今回の全捷は

聖皇の威徳將卒の忠勇國民の熱心三者相合するの致す所なりと雖も抑亦多きを天佑に歸せざるを得ず何を以て之を謂ふや平壤黃海其他の勝戦の顛末耳目に觸るる所のもの之を證し得て餘りあり天佑は豈に常頼す可き者ならんや一旦緩急あるに際し強國の名ありて強國の實無き者は甚た危し我邦固より強國の實無きに非るも其強は未だ全しと謂ふを得ざるなり何を以て之を謂ふや抑建國以來の大捷を得たる國民が慶祝の盛典を舉行することを憚るの觀あるのみならず鬱々として憂色あるが如きは蓋し大捷の結果美を盡すと雖も未だ善を盡さざるに因由する者にして是の如き結果を得たるは新に強國の名を得たるに拘らず其實に缺くる所あるに歸せざるを得ず請ふ歐米の強國を看よ既に名實を併有し而も且防備に汲々として尙及はざるが如き所以は方今の形勢已むを得ざる者有ればなり况んや新に強國の名を得て強國の實未だ全からざる我邦に於ておや宜なり臥薪嘗膽の聲國中に浴ねく相唱和す

ること是則ち國民皆憂ふる所あるが故に非ずや

二財團二財源 第二

是時に當りて國家富強の名實を併有するの大策を案出し據りて以て萬世不渝の方針を確定し上下心を一にして之を存立扶持するの企圖無かる可からず萬世不渝の方針とは何りや名實を併有するの大策とは何りや其要三有り一に曰く「防備」領土の中樞四圍の要害に軍港城砦を築き諸種の砲銃艦艇を増加し附屬の工場等を設爲するなり二に曰く「防備の維持」軍港城砦に軍人軍屬を充て機器彈糧を實するなり三に曰く「戦費の蓄積」既に防備あり又能く之を維持するに足るも軍人軍屬をして敏捷活潑の運動を爲し敵先を制せしめんには平素巨萬億の戦費を蓄積し戦時に在りては大本營の隨意に之を支出するの途を開通するなり此三要全く備り始めて眞強を稱するに足らん而して此三要を備へんか爲め二個の財團二途の財源を創置せざる可からず試みに之を創置せんとするか今時を以て最好とす請ふ其綱概を辨せん爾後七箇年間に漸次收入する所の償金參億圓在る有り此金額は偏に戦勝に依りて得たる戦勝に依りて得たる者にして豫期せざりしものなるが故に之を以て經常の國帑と爲さず此内貳億圓を以て一個の財團を作り此財團内より今回の戦争に關する軍人軍屬等の賞賜恩給等を扣除し殘餘を盡して第一要の防備に當て地租酒税を大に増加して一途の財源を發し此増加額即ち新財源を擧て第二要防備の維持に當つ可し或者言はん大

に地租酒税を増加するは目下民力の堪ゆる所にあらざるに
惑者は國中に沿ねき臥薪嘗膽の大聲を聞かずや是れ豈に
空音虚響ならんや偏に忠君愛國の民人が増租加税を歓迎
する兆祥を見る可きなり

第一要第二要は既に論定せり獨り第三要「戦費の蓄積」に
至りては巨萬億圓の蓄積成れりとするも尙餘り有るを感
せず其目的甚大無量なるを以て一財團一財源を併せ作り
始めて端緒を開くを得べし即ち償金の殘餘壹億圓を漸次
硬貨(幾分は外國公債地金銀を含むも可なり)に換へて一
財團を作り此堅實なる財團を以て引換の準備原資金に充
て新に先づ貳億圓の兌換券を發行して我領土中の通貨と
定め確實の抵當を領收して各銀行に貸附すれば其利潤は
毎年大凡五百萬圓を得べし此五百萬圓は多からざるか如
しと雖も外國公債等に換へ年々之を蓄積すれば平均貳歩
の利殖を爲すも拾箇年を経て元利五千五百萬圓に積る之
を一財源となし之に一財團たる準備原資金を合すれば實
に壹億五千五百萬圓と成る是れ則ち第三要「戦費の蓄積」
にして年を重ねること愈多れば積むこと愈厚く終には幾
億幾千萬圓の巨額に昇らん此巨額は即ち大本營か戰時隨
意に支出するを得て平素充實せる我邦の陸海軍に敏活の
運動を興ふべし斯の如くにして國家富強の大策立ち萬世
不渝の方針成る而して後強國の名實兩ながら全きを得國
民始めて安堵す可し

四惑 第三

第二惑 發行高を二億圓と打算したるは目下の流通高既
に壹億六千萬圓を超て更に溢溢を感せず且近年の形勢
より推し殊に戰勝の餘威は爾後商業を振作する必ず可き
を以て貳億圓の通貨を要するは蓋し兩三年を出てさらん
又利潤を五百萬圓と打算したるは貳億圓を三步利付にて
貸付け其五厘即ち百萬圓を以て發行院の經費兌換券の製
造費等を辨し残り二歩五厘即ち五百萬圓となるが故なり
第三惑 從來政府の貸金に損失多きは其處置に適當なる
法則の無きに坐するなり今や既定の資本を募りて營業す
る銀行に限り一定の抵當を取りて貸付し利子舉らす元金
滞らは乃ち抵當を賣却して元利を償收せし可なり文明の
邦國に類例無きも何の妨かあらんや

生靈の利益 第四

世益開けて硬貨通用の不便を感するや紙幣發行の事起る
紙幣の發行より生ずる利益は巨多にして無準備無兌換の
時代は勿論此時代を経過して硬貨兌換の制を布くに至り
ても尙邦土の隆盛に伴隨して其の利益倍々多きを加ふる
者なり此の倍加無量の利益は本來何人の手に歸すべきも
のか國家の主治者之を所有するの權あるか否、被治者之
を所有するの權あるか否、此の利益は國家の公權より生

惑者言はん目下我邦は中央銀行なる者あり確實の準備を
置きて壹億餘萬圓の兌換券を流通し兼て邦家の財政を経
緯するを以て商工業目を追ふて進歩し駸々乎として歐米
の強國に凌駕せんす政府は先に歐米の偉績に則り自ら
紙幣の發行權を拋棄して此中央機關の良制を建設し財政
漸く緒に就く今之れに數年を假せば其美果を得る火を視
るよりも明なり然るに別に兌換券を發行せんす其意果
して中央銀行を何の地に置かんぞ欲するか

又言はん目下の通貨流通高は壹億六千餘萬圓なり然るに
二億圓の兌換券を發行し年々五百萬圓の利を得んと是れ
何等の據基あるか

又言はん維新前は姑く舍くも明治政府中興以來貸付を自
營して損失常に多かりしは天下の普知するところなり是
故に歐米の諸邦文明を以て自ら居る者は一も政府より紙
幣を發行するを視す

せん

第一惑 中央銀行は五箇年の期間中漸次本業を減縮して
終に寂滅に歸せしむ可し國庫金の取扱等は今日の如く處
辨せらるる方法別に在りて存せり

維新の初め政府は自ら此利益を握りて十二年限りの紙幣
を發行し以て中興の須要に應じたり尋て無年限のもの
發行し前者を消遣し了り連綿流通して今に到る是より先
き明治五六年の頃亞米利加合衆國の法例に據り國立銀行
なるものを創立し銀行紙幣を發行せしめ此利益の一部を
割きて之に附與し猶十年を経て大英王國の制度に鑑み日
本銀行を創立し兌換銀券の發行を公許し此利益を舉げて
之に附與するの方針を定む今や將に數年ならずして此利
益は全く日本銀行の専有に歸せんす嗚呼此利益は國立銀
行之を私有するの權あるか否、日本銀行之を専有するの
權あるか否、國家の公權より生ずる利益なれば政府は維
新の初に溯りて寧ろ自ら之を取るべし

中央銀行の寂滅 第五

今や我國をして富強の名實を併有せしめんが爲め二財團
二財源を創置せざる可からず即ち二財團は償金を分ちて
之を作り一財源は既に租税の増加に依りて之を發するの
道を論じられたは猶殘る所の一財源は租税以外に求めざる
を得ず然らば則ち之を奈何せん幸に國家の公權より生ず
るところの全國生靈共有の利益にして今や將に一私立會
社たる日本銀行の手に委せられんとする者あり其量洪大
無邊にして此財源に充つるに餘あり政府之を自用せば更

に國民の負擔を増すこと無く忽にして二財團二財源全く備はり富強の名實を併有するの基礎は立どころに成らん或者言はん目下日本銀行の株券は百圓の拂込にして其價格四百圓に垂んとす此の如き有利の成業を擅に奪却し去らんとす豈に苛酷無法の至りならずや是れ思はざるの甚しきものなり何となれば此の如き法外なる有利事業は本來國家の公權より生ずる利益を壟斷するより出來せしものにして一私立會社の擅にすべきものに非ざるなり故に取りて以て國家の強實を完成せんとす理の當に然る可きところなり況や假すに五箇年を以てし應分の益を株主に遺さんとす而して其株主も亦我か忠君愛國の人民なり必ず欣然として此舉を贊助せん

五箇年の末に於て日本銀行は既に寂滅に歸せんも其時期中經濟社會の進歩に催促せられて一千萬圓以上の巨資を擁する數個の銀行は世に出づるならん(聞く所に依れば某國立銀行頃日の總資産實價額五千萬圓を超ゆと謂へり其數百の株主が黨與門族を樹て黑白異同を唱へ四分五裂するも假定するも尙此一銀行は五箇の大銀行に分立するを得ん況や時局に明達なる士人は濟々として國立私立の銀行中に現在せり此多士も亦豈に拱手して已むものならんや必ず陸續として大銀行の勃興するを見るべし)故に日本銀行寂滅し之を繼承する銀行にして若し國庫金の取扱を辭退せんか數十萬圓の手数料を掲げて此取扱を依頼せんとせば新創の大銀行等は相争ふて之に應じ決して不

便を感せざらん抑通貨の妙用より生ずる利益は一種の特異ありて口に言ふ能はず書に筆する能はざる所に存じ當事者獨り之を曉知するを以て競争の餘勢或は手数料を辭するに至るも未だ知るべからず日本銀行の寂滅は國庫金の處辨には煩累を及ぼすの患無し

義務の眞象 第六

或者言はん紙幣發行の權之に伴ふ利益は全國生靈の共有すべき者なれば一私立會社之を專有するは非理なりとの説是れ或は然らん又國庫金の取扱は他の新立大銀行競ふて之に當らんと是亦或は然らん然れども一朝にして中央銀行寂滅せんか金融社會は忽焉暗黒とならん何となれば目下日本銀行が紙幣發行の特權利益を享くるか爲めに擔任する義務の多大なるは言語に絶すと謂ふ可し抑政府の紙幣消却の爲めに巨額の金員を無利息にて貸付せし如き外國貿易獎勵に資せんか爲めに非常の低利を以て正金銀行に貸付せし如きは勿論大阪馬關札幌の支店設立の如きは自己の損害を顧みず偏に國家の金融を疏通せんか爲めにして此經營の如き容易の業にあらず又諸銀行の要請に依り擔保品收受の途を開き大に金融に便するか如き市場金融の緩急穩否を察し利息の割合を上下し貸出金を許するか如き時に五分税付の兌換券を發行して各銀行の急須を救ふが如き殊に今回の戰費支出に關しては獨り率先して軍事公債の募集に多額の申込を爲したるに止まらず經營百端殆んど一周年の間金融上些の支障無からしめ

たるか如き實に其義務として擔任する所の多き言語に絶すと謂ふべし而して効績の顯著なること創立以來年所を経ること多からずして尙既に斯の如し今之に數年を假せば我邦金融社會の面目を一洗し完全の美域に進達せんとは是時に當りて日本銀行寂滅せんか忽ちにして金融社會は暗黒と爲り恰も運輸通信上より蒸氣電氣を全没せるの觀を呈せん豈に寒心せざる可けんやと

嗚呼噫或者の言や陋なり拙なり或者は唯假山の織工を感して富嶽の高大を觀す盆池の奇巧を覺りて海洋の廣遠を察せざる者而已假山盆池固より無きに勝ると雖も富嶽海洋の効用無量なるに比す可からず請ふ詳らかに或者の所謂日本銀行の義務なる者を説破せん彼の政府に無利息の貸付を爲すは恰も老婆の他より贈與せられたる重箱中の數十箇の饅頭中壹貳を取りて初穂と稱し神佛に備ふるの故智を襲ふ者なり是果して義務と謂ふ可きか正金銀行に貸付するは低と雖も尙利を取る之を兌換券の製造費に比較し來れ差益の多きこと掩ふ能はざらん是れ將た義務か支店設置の如き假令今日に利益を生せざるも數年の内其營業上より得る所は必らず失ふ所を償ふて餘あらん一般の營利事業は概ね當初收益無きも他日を期して起業するを通例なりとす支店設置のことも亦何り之れに異ならん此の中何の義務か存せん擔保品の收受の如きは曾て要求銀行の狼狽に乗じて偏に自己の欲望を遂たる者のみ條例十二條の精神に背き他銀行と鏘鏘の利を争ふ者のみ彼の

金融の緩急を察し貸金を許否し利子を上下するか如きに至りては之を行ふ者の心は或は金融の調和に在り或者愚者は之を視て以て義務とせんも偶々以て自然の流通を阻礙し害ありて益無き者なり是れ決して義務と謂ふ可からず五歩税付兌換券の發行は常に七歩八歩の貸付と成れり即ち二歩三歩の利益を取得する者は豈に義務に屬せんや軍事公債の應募云々は國家財政の樞機に立ち巨大の資産を擁しなから逡巡踟躕僅かに他の一大銀行と同額の申込を爲して其責を塞きたるか如き當時具眼者の笑柄となり今日に於ても其痕跡歴々たり况んや一週年の戰費に支障なかりしは國民一般の忠愛心之を辨濟したるを悟らす其處理の宜に出たりと誇言するに至りては只捧腹絶倒するの外無し青年の論客黃口書生尙且之を肯せざらん今や項を改めて日本銀行の寂滅と共に發行院の組織成る時は果して金融社會は暗黒となるや否やを觀ん

輪廻の妙用 第七

發行院を新設し壹億圓の準備を置き貳億圓の兌換券を發行し全國に基布せる數百個の銀行に對し三步(或は四歩五歩となることあらん)の利息を取り一定の抵當を收めて其要求に従ひ依估量負の沙汰無く輒く之れに貸付すること爲せば金融社會は平等の利益に浴すべし固より土地の遠近都市の繁閑貨物の多寡等有るか爲めに甲地乙地均一の金利は神速に望む可からずと雖も優勝劣敗自由競争の効果に由り自然の流通阻碍せらるる所なく目下の如

き利息の大差を匡濟する而已ならず圓轉滑脱甲地の餘裕は朝に發行院に歸來して夕に乙地の缺乏を補ひ水の低に就くか如く涸れず溢れず輪廻の妙用を全ふす可し恰も富嶽海洋の無爲なるか如くにして自然の法則に由り四時の氣候を調和するか如く發行院の効用は靜謐平穩の間に著はれん何り區々の拙策陋計を施すを須ぬんや彼の金融の緩急を塩梅せんか爲めに貸付を許否し利子を上下するか如きは凡俗の身を以て人間の智能以外鬼神の事を行はんと欲する者にして偶々以て天然の流通を妨げ金融社會を過らんとす是れ誠に世に益無くして事に害あり此類の事は務めて之を避くるを以て經濟の眞理に適ふものと爲す

頃日坊間興業銀行農業銀行の設立を説く者あり是亦特權を得て一種の紙幣を發行せんと爲す私立營利的會社なり今や特權ある一日本銀行有りて而して金融社會に生息する者既に之れか鼻息を窺ひ憚々焉として其怒に觸れざらんことを務む其醜狀誠に正視するに忍びざる者あり更に興業銀行を加へんか金融社會は終に獨立の氣象を根絶して永劫振作の期到ると無からん立憲政體の國民にして斯の不倫の財政に默從す可けんや宜しく起つて此弊を排除すべし惑者言はん立憲政體の諸強國は中央銀行興業銀行を置きて金融社會圓滿なり之れに倣ふ何の不可か之れ有らんと此論亦淺識に屬すと謂はざるを得ず貧富の程度大に相懸隔するは社會の進歩に巨害あり先進の諸國は

りて評議員の數に加はるを得るとし院長を以て議長に充て毎年三四月の交會議を開き前數年の實況を標準とし現時の情勢を斟酌して抵當諸證券の類例並に價格を評定せしめ貸付の利率を高低し期限を長短せしむ可し尤も事變あるに際しは臨時に之を招集するを妨げず其抵當の價格は凡り數箇年の平均を取りて數割を削り尙現時の價格之れに參算せば穩當の程度を得ると難からざらん又利率は所謂「戰費の蓄積」に充つるか爲めに固より其高きを望まざるに非ずと雖も之を負ふ者は即ち國家生業の血脉たる通貨なるを以て重課は農工商を疲弊し國力を減耗すべし故に既往の成敗に鑒み現在の情勢に察して年三步を以て數年の間試行せんか又或は紙幣の流通高壹億五千萬圓に至るまでは利息を三步とし以上三千万圓に四歩を取り此高を越ゆる時は昇して五歩と爲すも可ならん以上は發行院評議員か評議の大略を憶測せるなり當局者は審議を盡して之を取捨潤澤せは蓋し大過無からんか
今此紙幣發行院を東京に置きて全國の銀行より一定の抵當證券を添へ借用證書を出して借用を申込み時は請求の順序を追ひて其金額を貸付し欲望に飽かしむ可し唯我邦領土の長き汽車汽船を藉るも中國以西は時日と運輸との不便を感せん故に發行分院を岡山或は廣島に置かば此累を避けて全國の流通上に大なる故障を生ずること無からん分院の組織の如きは姑く省きて説かざるなり

銀行條例 第九

既に其幣に苦めり我邦の如きも之を豫防せしめは嗟臍の悔あらん今日に當りて大會社を創立し之に特權を附與するは人爲を以て貧富の大懸隔を促す者にして恰も痴人の自縊に均し豈に省察せざる可けんや此理を推して正金銀行も亦五箇年を期し漸次低利の貸付を回收し純然獨立せしめて自由の競争場裏に入らしむ可し邦内一般も特權ある銀行無く平等齊一の基礎に立ち發行院に隸屬し各其氣力を振つて自家の利益を經營す而して後始めて眞の金融疏通し圓轉滑脱輪廻の妙用實行せられん是時に到らば諸外強國は獨り我邦の武勇絶倫を稱する而已ならず亦無二の理財法を感歎するに至る可し斯の如くならずれば以て萬世一系の

發行院 第八

紙幣の發行院は
天皇に直隸し院長を勅任として院務を總理せしめ數名の書記官を置きて金庫貸付抵當出納庶務等の分課に長たらしめ屬僚各若干員を置きて紙幣並抵當證券の監査枚數記帳等の事務に従はしむ而して評議員は十省の次官貴衆兩院議員各拾名(毎年議會招集の初兩院各投票を以て撰任す)大銀行者拾五名(東京五名大阪橫濱各二名其他の要地六箇所を撰定して之より各壹名を撰任す)總員四拾五名とし特に總理大臣大藏大臣は自から必要を感ずる時は入

發行院成立して全國の銀行に對し平等均一の貸付を實行するに至らば宜しく現今の如き各種銀行の雜立するを矯めて唯一條例の下に居らしむ可しと雖も金融社會は急劇の變動を忌むを以て假令眞正の改良を施行するにも尙年所を假借せざる可からず故に現在の銀行には彼此を撰ばず姑く一樣に貸付を許容し今の銀行條例中第十一條を削除して別に數箇條の追加を爲し以て東京は百萬圓大坂橫濱は各五拾萬圓其他の都市區は拾萬圓以上の資本を募りて設立する銀行は發行院に對して其定むる所の抵當證券を納るときは拂込資本金の壹倍に迄るの金額は一定の利息を以て隨時に定期貸付の請求を爲し得ることを許し又發行院評議員の撰舉權あることを規定し尙此條例施行の後五箇年以内此條例を遵奉せざる者は發行院より直接の貸付を受くる能はず其評議員の撰舉に預るを得ざることを指定す可し然る時は自今五六年にして全國の銀行は整然として一條例の下に居り同一の基礎に立ち同一の業務を營み不羈自由の競争場裏に在りて各其得意の方向を指し實業家の便益を謀る可し果して然らば商業繁昌す可く工業發達す可く農業隆興す可し通信運輸の事も從つて盛大を致さん何り區々たる興業銀行農業銀行の如き弊害極り無き特許私立會社の新創を要せんや

又立銀行も亦一種の特許私立會社なり是亦五箇年を期して其紙幣發行權を廻收し他の諸銀行に同じからしむ可し頃日の繼續論の如きは夜陰に乗じて狐狸の驚馬に跨りて

行くに均し天日一たひ光輝を放たは忽ちにして其所在を失はん而已齒牙に掛るに足らざるなり

償金 第十

償金三億圓の内二億圓を一財團と爲し軍人軍屬等の賞賜恩給等を扣除し殘餘を盡して「防備」に當つ可しと言明せるは唯割當の凡概を指示するに過ぎず何となれば「防備」の扶植は「防備の維持」の確立如何に在りて恰も車の兩輪の如く防備と其維持と兩々相待ちて實用を全ふする者なれば獨り「防備」の原費額のみ單一に算定すること能はざるなり試に一時賞金並に年金の基本金等は三四千萬にして足る者とせば殘金壹億六七千萬圓を分ちて方今必要急須なる海陸の防備に當つ可し若し尙足らざれば他の一財團（紙幣發行原資準備金）壹億圓の内尙三四千萬圓を割きて之を補ふも可ならんか準備原資金は多々益多きを望むと雖も刻下貳億圓の紙幣を發行せんと欲せば實際六七千萬圓を積みて不足の憾無ければなり然りと雖も新設の「防備」維持するに連年必須なる費額無かる可からず今此費額を精算して幾千萬圓と爲し之を支辨す可き一財源たる地租酒税の増收豫算額と對比して同額を得れば最も佳なり若し増收の豫算額維持費の精算額に超過するも尙佳なり唯増收の割合を減削するに止るのみ之れに反して豫算額足らざる時は此額始より民力の耐ゆる所を程度とせざる者たるは論を待たざれば更に之を加倍する能はざるを以て勢已むことを得ず其本に反りて「防備」の計畫を適宜

る所以なり

然りと雖も酒を視て贅澤品のひと爲し之に禁止税を加へんと欲する俗論の如きは文明の進歩に鉅害を及すに由り儼に之を打撃せざる可からず何となれば絹糸の衣服金玉の裝飾は下等人民の贅澤物視するところなりと雖も之を纏着する人に在りては決して贅物に非らず纏着せざれば其社會に交る能はず實ろ一種の必需品に屬せり肥肉膏粱も亦同し特に酒は王侯貴人より以て奴僕の業を執る者に至るまで之を愛翫する實に夥多なり或は冠婚葬祭の儀式に或は親戚朋友の會宴に或は胸膈鬱結の開掃に或は筋骨疲勞の慰療に皆酒に非れば能く其思想を甘濟する能はざるなり如何ず酒を以て贅澤物と爲す可けんや畢竟贅澤なる文字は曾て自家の狂愚時務に通ずる能はざるに由りて當世に冷遇せられて貧困の生活を忍へる偏僻の腐儒か他の榮達を羨み此二字を藉りて胸中不平の熱塊を暴露せし者にして同臭味の輩之れに雷同し弊習今日に至りたるなり本來現世に一種の疾病たる疣贅の外所謂贅澤物なるもの須臾も生存するの理有らんや今若し酒は贅澤物なり渴すれば水を呑む可し綿衣は贅澤物なり寒ければ菑を纏ふ可しと言はば禮節も行ふ能はず音楽も奏する能はず尊卑長幼貴賤上下一切無差別と成りて世は再び野蠻蒙昧に陥没す可ければなり

善惡 第十二

痴童學人冲融亭の樓上に在り護國經の現世篇租税第十一

省略し従つて之れか維持費を減削して租税の豫算額に同一ならしめざるべからざるなり獨り此地租酒税増收額防備維持費額防備原費額軍人軍屬賞給額を確定するは先づ節目より精査を遂げ之を累積する結果に外ならざれば是れ固に各當局者の擔任する所に屬す

租税 第十一

國家を治むるや租税の徴收を骨髓とす國家租税無し政府一日も成立すること能はず而して租税の徴收は大手腕を要す區々たる細刀の微蝨を彫刻するか如きに倣ふ可からざるなり租税徴收の道は公平を貴ひ簡易を貴ふ公平ならざれば以て文明の國民を服するに足らず簡易ならざれば費用夥多にして實收尠少ならん既に「戦費の蓄積」に要する一財源は紙幣發行の利益を以て之れに充つることを主張して數段の論説を累ねたりと雖も「防備の維持」に要する一財源は地租酒税を増加す可しと論下せる而已何等の理由に基きて地租酒税を選擇せるを明示せざりしを以て爰に其要概を解かんとす抑土地は生靈の齊しく居る所なるを以て之に課するは公平中の公平なり况んや現今二歩五厘を課するの上に更に一步を増課するとせよ立どころに壹千五百餘萬圓を得て別に徴收費用を増さざる可し又酒税は目下我邦第二位の巨額を收得する源泉にして是亦徴收の方法粗備はる且や國民貴賤上下の別無く酒を用ふる廣ふして大なるを以て土地に次て公平なる而已ならず増税亦多費を要せず是れ則ち一新財源を地租酒税に限りた

の草を終へて駿臺南崖の森林を望み憮然たるを稍久し遂に雲濤の琴前に端坐して小督の曲を弾せんとす會々客あり來りて坐に著く學人省せず以て我意の適く所に從へり客は机上の草稿を手にし讀過一番思ふところ有るか如し曲関るを待つて學人に謂つて曰く善哉此論唯實行する能はざるを憾むのみ抑四千萬の同胞は意思固より歸一なる能はず之を賛するあり之を否するあり甲論し乙駁し喧囂紛擾の中必ずや數年を経過せん幸にして贊者終に勝を制し之を實施せんとする機運早晩到ること有りとするも三億の償金は既に盡きて所謂二財團を創置するの根基を失ひ従つて實行を觀る能はざらん學人の論善しと雖も終に空論に歸せん空論は徒に世の紛擾を招くに止るのみ學人籍を實業に置き空論を恣にする可ならんや國富強の名有りて實無きは危しとは既に命を懸けり人實業家の名ありて空論せは如何と

學人曰く方今の時勢は決して償金の浪費を許さず數年の後に至りて其支出せられたる用途を追へ其費目は必ず差別あらん而も實際は尙學人が三要以外に馳するを多からざらん故に此論の實行一日後るれば國家一日の損にして三年後るれば三年の損有りと雖も五年十年百年千年を経過せる後に到りても決して實行力を失ふの患有る無し若し三億圓悉く他の武備彈糧等に形し金銀貨幣として殘存する者毫も之あらざるときは地租酒税若くは他の租税を徴し中央銀行に至りて一時に之を硬貨に引換ゆれば準

備原資金は立どころに成立せん抑紙幣兌換の準備は從來流通高の四分の一乃至五分の一を置くの習慣あれば二三億圓の紙幣を發行するに六七千萬圓を備ふれば足れり我邦中興以來の發達と今日戰勝の餘威とを併有し且三億の償金實收の餘を受くる數年後の國民は國家富強の名實を完全せんか爲めに六七千萬圓の臨時徵收に辟易することあらんや學人固より此論の今日に實行せられんことを望まずと雖も已むを得されは五年十年を待たんとす豈に空論を唱へんや

客曰く噫然らば是れ善論に非らず反りて惡論とならん學人は一國に公忠にして一身に不忠と謂ふへし若し此論果して實行せらるゝの餘地あらんか一二部の當局者にして勢力を失墜する者多からん其末派は必ず私憤を以て公憤に換へ罵詈謗尙飽かず或は就毒凶刃を挾んで學人に薄らん嗚呼危哉究竟此論は惡論として止まん而已此草稿燒棄するに如かず

學人曰く人生唯一死有る而已志士仁人決然立つて天下の爲めに其確信する所を斷行す讒謗罵詈何り憂へん就毒凶刃何ぞ辭せん死は學人か始より期する所苟くも護國經の布教に尺寸の裨益あらんか眇々たる一身何を惜まん碌々生を貪るは素望に非るなり萬一天壽以外就毒凶刃に罹りて遷化せんか幽界篤忽焉として現出し學人か赤誠孤忠は必らず下義人の鐵腸に激し終に上聖明の聰聽を汚し奉るに至らん是れ所謂優曇華開葩の春

護國經現世篇卷之一小引

天道ハ是耶非耶宇宙ノ間風土温冷最モ人體ニ可ナル 我日本ニ生ヲ享ケタルハ幸、北越邊陲ノ貧士カ蝸廬ニ誕シテ慈母病篤シ獨リ古稀ノ老祖母カ恩愛ニ露命ヲ寄セテ天死セス幸、齡甫メテ十考妣既ニ去リ蝸廬燒ケ祖母逝キテ餓死セス幸、垢ヲ含ムテ人奴ト爲リ眼疾胸病省スルニ暇アラス僅ニ衣シ僅ニ食シ病死セス幸、艱難辛苦斐葛十タヒ回ル療セサルニ眼疾愈ヘ藥セサルニ胸病治シ幹軀五尺ヲ超ヘ自ラ顧ミレハ武ハ以テ匹夫ノ暴ヲ禁シ文ハ以テ當世ノ姦ヲ挫クニ足ル幸、猶此蓬髮蔽履孤影犛々タル一青年親戚ノ援無ク隣保ノ庇無ク郷黨年少ノ屈辱ニ甘シ憤死セス幸、東都ニ遊ヒ官舖ニ沈淪シ卑汚ニニ交リ拙陋ニ接シ二十星霜ヲ閱メ慚死セス幸、頃日知己漸ク加リ居常徒爾ナラス大都ノ中央莊重ナル家室ト壯麗ナル庭園トヲ合セテ偶然其主公ト爲ル幸、八幸五死交錯纏

に逢ふ者にして是時や護國經の精氣は昇りて天に沖し布教の擴充する限涯無からん嗚呼愉快なる哉嗚呼愉快なる哉と案を拍て大呼す其聲高大にして耳底に徹し忽ち醒む時に明治廿八年八月二十六日午前四時乃ち嗽し乃ち沐し南樓に登り軒窓を放ちて夢中の問答を追記し以て現世編の善惡第十二に充つ

綿茲ニ四十有三年遑々トノ一身健在ス待ツ所有ル者ノ如シ嗚呼天道ハ是耶非耶竊ニ惟フ飽食暖衣醉生夢死徒ニ生涯ヲ終始センハ素養ヲ去ルコ甚々遠シ八幸豈ニ八不幸ナル無カラシヤ何ノ故ニ五死ヲ免レタル蓋シ余ノ逢遇ハ獨リ殊異有リテ存セル乎曾テ逆境ニ立タント欲シテ順境ニ入り平坦ヲ歩セントシテ險隘ニ迷ヒ通達ノ階梯ハ否塞ノ事實ニ變シ凶兆發シテ吉慶生リ憂無キニ似テ大憂胸間ヲ脫離セス昔時武邊ニ志シ郷試ニ舉ラレテ疾病ノ故ニ機ヲ失シ文名ヲ成サント東遊シ學資ノ稀乏ニ妨碍セララル終ニ自ラ知ラス金融社會ニ陷タリ抑我邦俊傑ノ鮮キハ金融社會ヲ以テ第一トス而シテ余ハ進ンテ武ニ出テ退キテ文ニ入ラス横ニ此社會ニ投セララル然ラハ則チ天意知ル可シ且先考政温君安政中護國經(幽界篇)ヲ著シテ曰ク數十年ヲ經テ之ヲ世ニ問ヘト乃チ小匱ニ藏メテ存置セリ曩日祝融ノ災スルヤ置ト共ニ原

3/35

經鳥有ニ歸ス不肖童孩ノ時教ヲ受ケテ要領
ヲ得タリ故ニ先考豫言ノ期至ラハ之ヲ述ヘ
テ世ニ出サント念フヤ久シ時ナル哉我邦ノ
財政ハ今ヤ安危ノ街ニ彷徨ス爰ニ原經ノ眞
理ニ因リ大慈大悲ノ方便ヲ揮ヒ先ツ現世篇
ノ一端ヲ言說シ微軀ヲ捧ケテ犠牲ト爲シ以
テ世ノ向背ヲ試ミムトス此宗旨ニ歸依スル
輩ハ朝ニ神ニ佞拜スルノ勞無ク夕ニ佛ニ諛
念スルノ煩無シ長ヘニ本業ニ勤勉シ餘力ノ
應分ヲ國家ニ盡サハ足ラン獨リ是レ而已必
ラス現世ハ國強ク家富ミ身健ニシテ幸福圓
滿來世ハ即チ安樂淨土疑莫ラン嗚呼善男善
女ヨ主人自ラ時ニ佳肴ノ前綠酒ヲ金杯ニ啣
ミ紅灯ノ下管絃ヲ艶娃ト弄スルノ跡有ルヲ
視テ道德高固ナラサル者ト爲シ深ク思ハス
遠ク察セス直チニ此護國宗門ヲ侮蔑シ現篇
ヲ輕々ニ看過シテ國家ニ不忠ノ鬼ト爲リ了
リ八大地獄ニ墮落シテ悔ユルコト勿レト云爾
明治廿八年仲秋冲融亭主人謹誌

明治三十年九月廿四日印刷
明治三十年九月廿八日發行

著作兼發行者

印刷者

印刷所

東京府士族

三輪信次郎

東京市神田區
裏猿樂町壹番地住

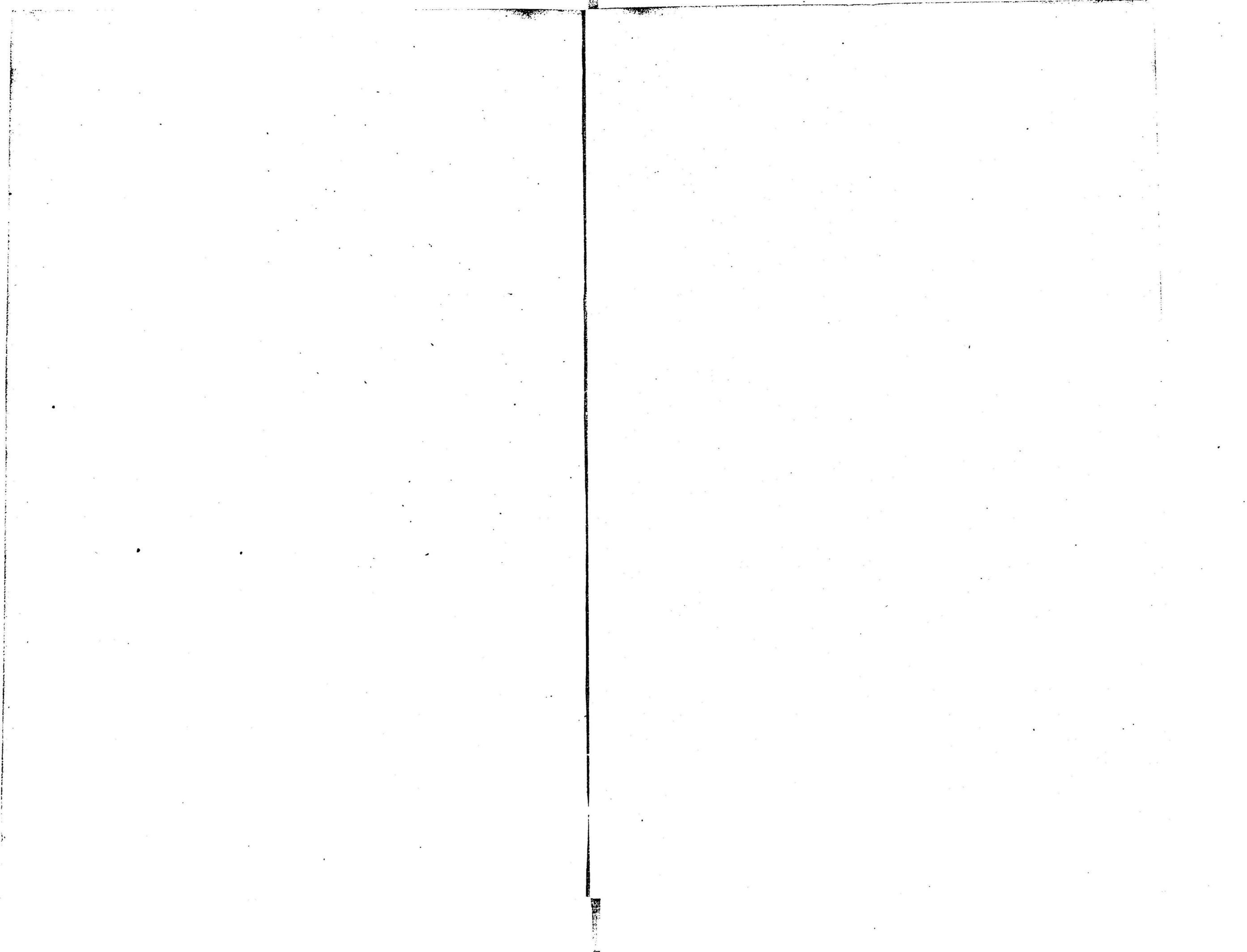
三井駒治

東京市日本橋區兜町二番地

非賣品

東京印刷株式會社

東京市日本橋區兜町二番地



法

136

